

## 条例策定の背景と町民参加の現状について

### 1 条例策定の背景

<p>行政に とって</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2000 年の「地方分権一括法」の施行により、地域のことは地域が責任を持って決めることが求められるようになった。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 国と地方が 「上下・主従の関係から「対等・協力の関係」になった。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 「国主導の受身行政」から「住民本位の能動行政」へ変わらなければならなくなった。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 国・県・市町村という 「縦割り行政」から「住民本位の総合行政」へ変わるようになった。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 自治体の基本的な考え方・方針を明確にするルールが必要となってきた。</li> </ul>
<p>町民に とって</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高度経済成長から成熟社会へと変わり、行政主導の画一的なサービスを受けるだけでは十分でなくなってきた。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 地域の自治活動や、市民活動、NPO などの活動が大事になってきた。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 町民と自治体の新たな関係を示すルールが必要となった。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>■ 「行政任せの苦情・要望型」から「提案・実行型」の住民へ変わる必要がある。</li> <li style="text-align: center;">↓</li> </ul>

	<p>■「住民の知恵や創意工夫を生かした協働のまちづくり」を進める。</p>
--	--

## 2 町民参加の現状

- ◇施政方針 平成12年から継続して「住民の参画参加のまちづくり」を主要施策として実施
- ◇地域振興課 平成12年から住民の参画参加の仕組みづくりや住民のまちづくり活動をサポート
- ◇NPO活動促進条例（平成12年）の制定
- ◇町制40周年記念事業で「協働事業」を展開
- ◇実行委員会形式による各種事業の実施
- ◇まちづくり応援の仕組み（平成16年度）を住民参加で作成
- ◇元気なまちづくり事業（平成18年度 15事業実施）
- ◇第6次総合計画（平成18年度）を策定  
基本理念「みんなで進める自立と共助のまちづくり」
- ◇平成19年度 協働委託事業の開始
- ◇平成19年7月 地域再生認定 Oh! TOWNおおくち構想
- ◇他の町民参加 桜さんの何でもいってちょ、町民懇談会、各種事業説明会、ワークショップ、意識調査等の実施

## 3 条例策定への考え方

「国民」に主権があることは日本国憲法に規定されていますが、地域（住民）に主権があることを明確に定めた法令はありません。地方自治の基本となる地方自治法も、国と地方自治体の関係は詳細に定めていますが、住民と行政の関係についてはほとんど規定がありません。

昨年の4月からスタートした第6次総合計画は、地方分権型社会（地域・住民主権）を前提に、まちづくりの基本理念・尺度、目指すべき目標と具体化するための方針を定め、他の計画の最上位に位置し、まちづくりの羅針盤として機能します。

さらに、第4章 将来像を実現するための改革方針では自治意識の向上のための方策として「まちづくり条例などの主制度を整え、住民自治の位置づけや、参画と参加、協働などの理念の明文化を図ります」とあり、条例の必要性を規定しています。

5つの主要施策の一つである「参画と参加のまちづくり」や第6次総合計画の基本理念「みんなで進める自立と共助のまちづくり」をルール（条例）を定める

## 4 町民参加条例における検討事項案

—「自立と共助のまちづくり」を基本として—

- ◇ 地方自治における主体(主権者)の明確化
- ◇ 町民の役割
- ◇ 議会の役割
- ◇ 行政(町)の役割
- ◇ 情報の共有
- ◇ 町民のまちづくり及び行政への参加の対象と方法